

議案第 13 号

市川市アイ・リンクタウン展望施設の設置及び管理に関する条例
の制定について

市川市アイ・リンクタウン展望施設の設置及び管理に関する条例を次のよう
に定める。

平成 21 年 9 月 4 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市アイ・リンクタウン展望施設の設置及び管理に関する条例
(設置)

第 1 条 本市は、眺望を楽しむことができる市民の憩いと交流の場を提供する
ことにより、市民福祉の増進を図るため、アイ・リンクタウン展望施設（以
下「展望施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 展望施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市アイ・リンクタウン展望施設

位置 市川市市川南 1 丁目 10 番 1 号

(展望施設の構成)

第 3 条 展望施設は、展望ロビー、交流ラウンジ及び展望デッキで構成する。

(開所時間)

第 4 条 展望施設の開所時間は、午前 9 時から午後 10 時（展望デッキにあっ
ては、午後 9 時）までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを
変更することができる。

(休所日)

第5条 展望施設の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(1) 毎月の第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い当該休日以外の日）

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

(展望施設の利用等)

第6条 展望施設は、市民の自由な利用に供する施設とする。ただし、市長は、次に掲げる要件に該当する場合において、特に必要があると認めるときは、交流ラウンジの使用の許可をすることができる。

(1) 交流ラウンジの使用が展望施設の設置の目的に適合するものであること。

(2) 交流ラウンジの使用が展望施設を利用する者（以下「利用者」という。）の当該交流ラウンジへの立入りを妨げないものであること。

2 展望施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 興行をすること。

(2) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(3) 業として写真、映画、ビデオの撮影等をすること。

(使用料)

第7条 前条第1項ただし書の許可を受けて交流ラウンジを使用するもの又は同条第2項ただし書の許可を受けて同項各号に掲げる行為をするもの（以下「利用者」という。）に係る使用料については、市川市使用料条例（平成11年条例第39号）の定めるところによる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、交流ラウンジを使用する権利又は第6条第2項各号に掲げ

る行為をする権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流ラウンジを使用すること又は第6条第2項各号に掲げる行為をすること（以下この項において「使用」という。）を停止し、使用の許可を取り消し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が展望施設の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (7) その他展望施設の管理運営上支障があるとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(入所の制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対し、入所若しくは利用を禁じ、又は退所を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他展望施設の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(損害賠償)

第11条 施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 0 月 1 0 日から施行する。

理 由

眺望を楽しむことができる市民の憩いと交流の場としてアイ・リンクタウン展望施設を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。